

資料 4 : 計画の基本方針と削減目標

第3章 計画の基本方針と削減目標

1. 計画の基本理念（案）

本町における温室効果ガスの排出を抑制するために、本町の地域特性に応じた施策を示すとともに、町民、事業者、行政の役割及び行動を明確に示すものとする。

また、温室効果ガス排出抑制のための施策や行動は「内灘町環境基本計画」が掲げる環境未来像の実現につながるものとする。このことから、本計画の基本理念を次の通りとする。

< 基本理念 >

内灘町には、日本海や河北潟に代表される“水環境”やその間に広がる“砂丘”、また豊かさややすらぎが感じられる“生活環境”があります。これらのかけがえのない地域資源や“地球”環境を、私たち“人”が中心となって循環の輪で結び、将来世代に残していかなければなりません。

（「内灘町環境基本計画」より）

このため、温室効果ガス排出抑制にかかる具体的な施策を示すとともに、町民、事業者、行政の役割や行動を明確化するため、本実行計画を策定する。

環 境 未 来 像
人にも地球にも優しい内灘

2. 計画の基本方針（案）

(1) 計画の範囲

本計画の対象地域は、内灘町全域とし、町民の日常生活や事業者の事業活動などあらゆる場面における温室効果ガスの排出、削減に関連した活動、その他町内に流入又は町内を通過する車等の交通に関連する活動を対象とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度までの 10 年間とする。また目標等は、国の長期目標年度である平成 62（2050）年度の姿を将来展望として、設定する。

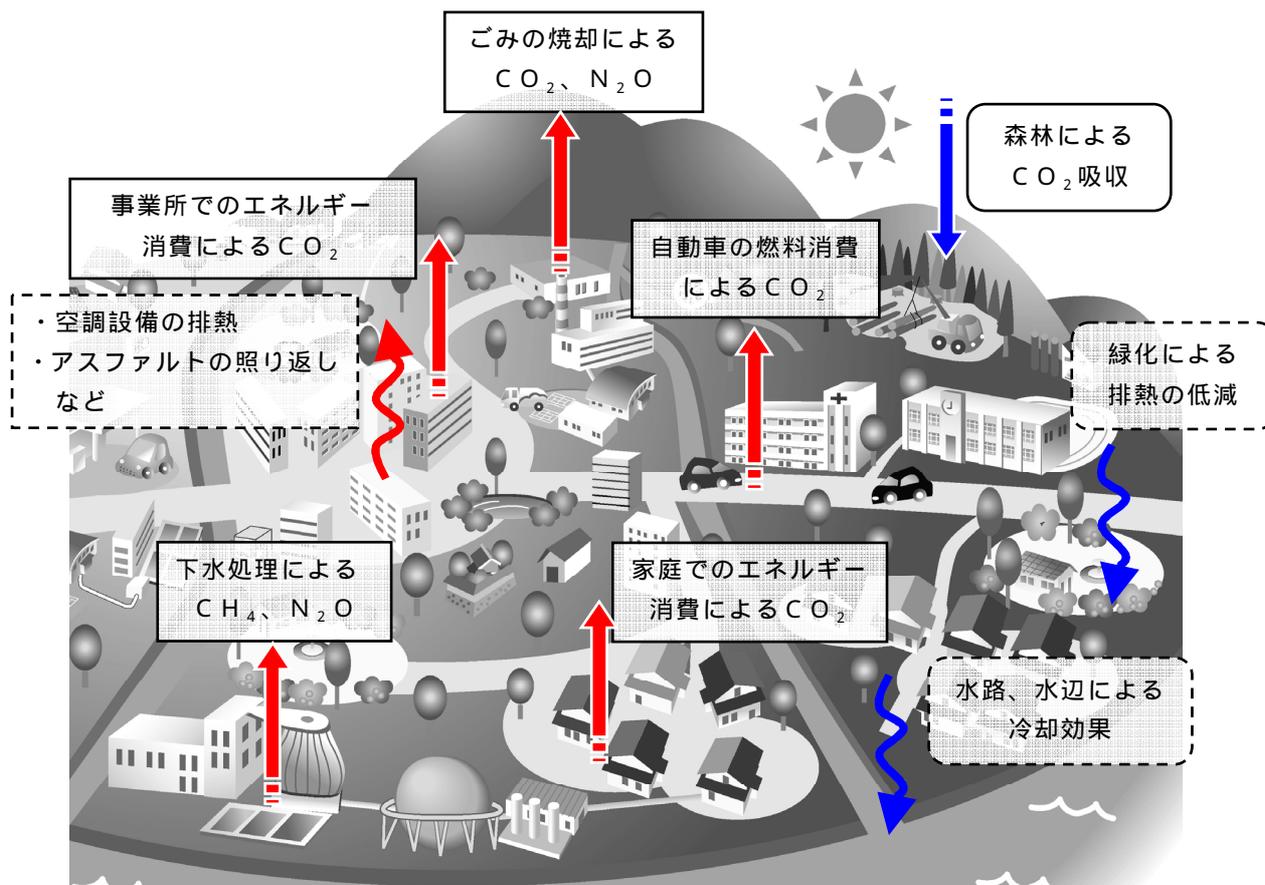
なお、本町における今後の温室効果ガスの排出状況や国の動向及び社会情勢について、本計画で想定していない変化に対応するため、5 年目の平成 27（2015）年度に見直しを行うこととする。



(3) 施策の考え方

人の活動による温室効果ガスの排出や熱環境への影響は主に図 3.2-1 に示すとおりである。このことから、温室効果ガスの排出抑制対策は次の 8 つの分野に分類される。施策の立案にあたっては、これらを参考に、本町の地域特性や「内灘町環境基本計画」、「内灘町新エネルギー・省エネルギービジョン」などの関連計画を踏まえることとする。

運用改善	消費者の意識改革、環境マネジメントシステムの導入、公共交通機関の利用促進 など
機器導入	省エネ機器の導入、高効率機器の導入 など
エネルギーの質の改善・転換	コージェネレーション、クリーンエネルギー自動車の導入 など
新エネルギーの導入	太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギーなどの導入
低炭素型都市・地域のデザイン	エネルギーの面的利用の促進、緑化等熱環境の改善による低炭素化 など
低炭素型交通・物流のデザイン	コミュニティ・サイクルの整備、バス路線網の再編 など
非エネルギー起源の温室効果ガスの排出抑制	廃棄物の焼却に由来する CO ₂ の削減、廃棄物の最終処分量の削減、HFC の回収 など
森林吸収源対策	森林の整備、木材及び木質バイオマス利用の推進 など



赤矢印：温室効果ガスの排出、赤波型矢印：熱の排出
 青矢印：温室効果ガスの吸収、青波型矢印：排熱の低減、冷却効果

図 3.2-1 人の活動と温室効果ガスの排出や熱環境への影響

(4) 施策体系の素案

本実行計画における施策については、『地球温暖化防止対策の推進に関する法律』（平成10年、法律第117号）に準拠した4分野を柱とし、8つの基本方針と個々の施策から成り立つものとする。

第4回協議会までの宿題
協議会委員の皆様から具体的な案を出していただきます。

施策分野	基本方針	施策
再生可能エネルギーの導入	自然エネルギーの活用を推進します。	太陽光発電の導入 太陽熱利用の導入 風力発電の導入 温度差エネルギーの導入 バイオマスエネルギーの導入 スマートグリッドの推進
事業者・住民の活動促進	省エネルギーを促進します。	省エネルギー行動の徹底 省エネルギー機器の導入 施設の省エネルギー化 クリーンエネルギー自動車の導入 シェアリングシステム等の導入
	町民みんなが環境について考えていきます。	環境学習の推進 意識啓発活動の推進
	環境の保全・改善に住民参加で取り組みます。	環境運動の推進 (仮称)うちなだ環境マナーの確立
地域環境の整備	生活環境の満足度の向上を図ります。	公共交通機関の利用促進 シェアリングシステム等の導入 スマートグリッドの推進
	海・潟・砂丘などの自然環境を保全し、地域の熱環境を保全します。	海・潟・砂丘の自然環境の保全 河北潟流域を通じた交流ネットワークの形成し、河北潟の水環境を保全する。 まち中の緑の保全・創造
循環型社会の構築	廃棄物の発生量を減らします。	ごみの排出量の削減 ポイ捨て・不法投棄の防止
	限りある資源の有効利用に努めます。	ごみ分別の徹底 リサイクル製品の利用推進

3. 削減目標（案）

(1) 目標設定の考え方

目標設定の方法は、次の2通りが考えられる。

A案：国の目標値に準拠

中期（2020年）：京都議定書基準年比 - 25%

長期（2050年）：現状比 - 60～80%

B案：策定マニュアルに準拠

中期（2020年）：現状と長期目標を結んだ通過点

（削減ポテンシャル量が多く見込める場合は、この限りではない）

長期（2050年）：現状比 - 60～80%

本町における温室効果ガス排出量の将来推計と上記の目標を併記したものを図3.3-1に示す。本町における2020年の排出量（将来推計）に対して、B案のうち、長期目標を現状比の-60%としたケースが達成する可能性の最も高い目標と言える。

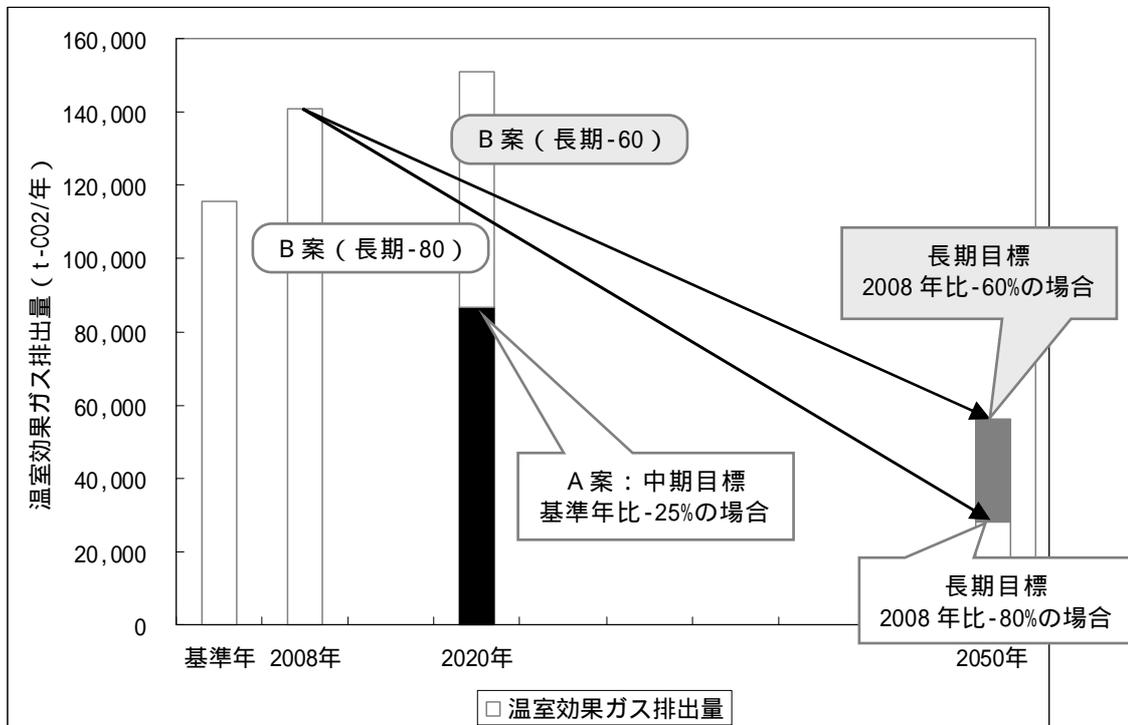


図 3.3-1 本町における温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

これらの目標を実現できる可能性があるのかを検討するため、現時点で想定される温室効果ガス排出抑制施策等を見込んだ場合の排出量を試算した。

その結果は図 3.3-2 に示すとおりであり、施策や取り組みが確実に実施された場合は温室効果ガスの排出量が 35,796t-CO₂/年削減され、B案のうち、長期目標を現状比の-60%とした中期目標を達成することができる。

また、削減後の温室効果ガスは 115,217t-CO₂/年となり、京都議定書基準年の排出量（115,434t-CO₂/年）よりも約 200t-CO₂/年少ない排出量まで抑えることができる。

<現時点で想定される排出抑制施策等と見込まれる削減量>

「内灘町新エネルギー・省エネルギービジョン」が掲げる導入目標を達成する。

新エネルギー導入：5,954t-CO₂/年、省エネルギー導入：14,642t-CO₂/年

北陸電力（株）が環境目標（排出原単位を 0.320kg-CO₂/kWh まで抑える）を達成する。

15,288t-CO₂/年

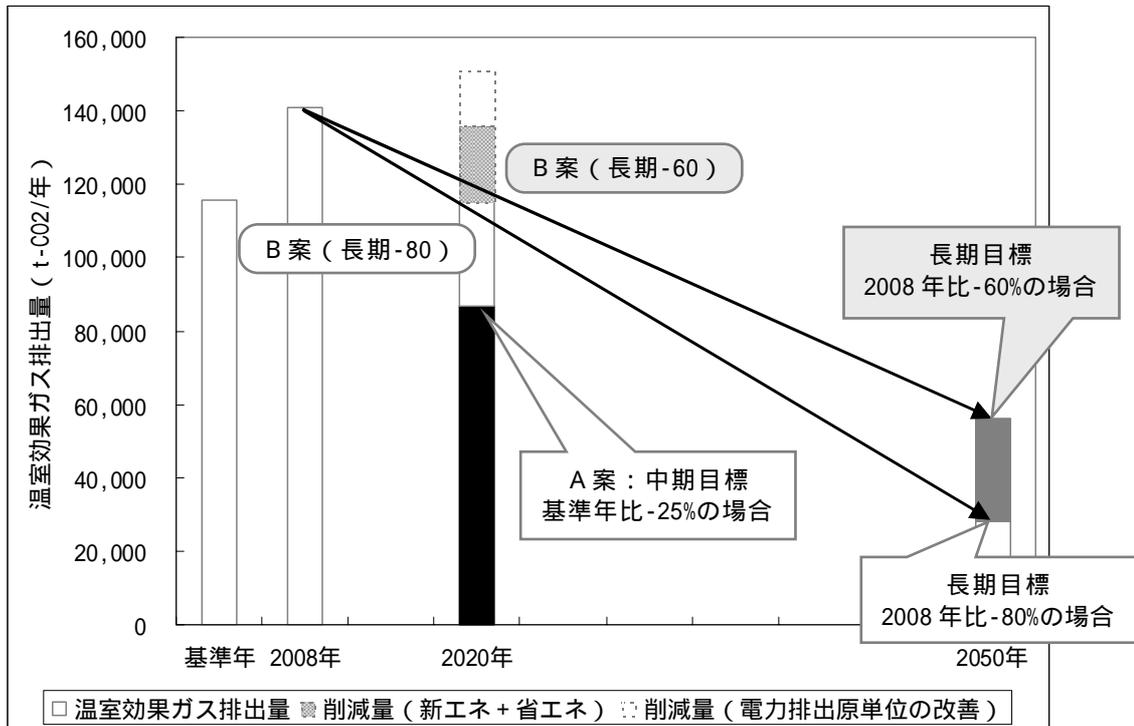


図 3.3-2 温室効果ガス排出量の削減の見込み（試算）

以上から、本町としては、中期（2020年）で京都議定書基準年の排出量まで抑えることを目標とする。長期（2050年）については、現時点で地球温暖化対策をめぐる社会情勢や今後の技術動向を十分に見通すことができないことから、達成する可能性が最も高いと考えられる現状比-60%を目標とする。

(2) 温室効果ガスの削減目標

平成 62（2050）年度までに現状（2008 年）比で -60%削減することを長期目標とし、中期目標を次の通りとする。

中期目標

平成 32（2020）年度までに現状（2008 年）から 18%削減する。
（京都議定書基準年と同じ排出量まで削減する。）

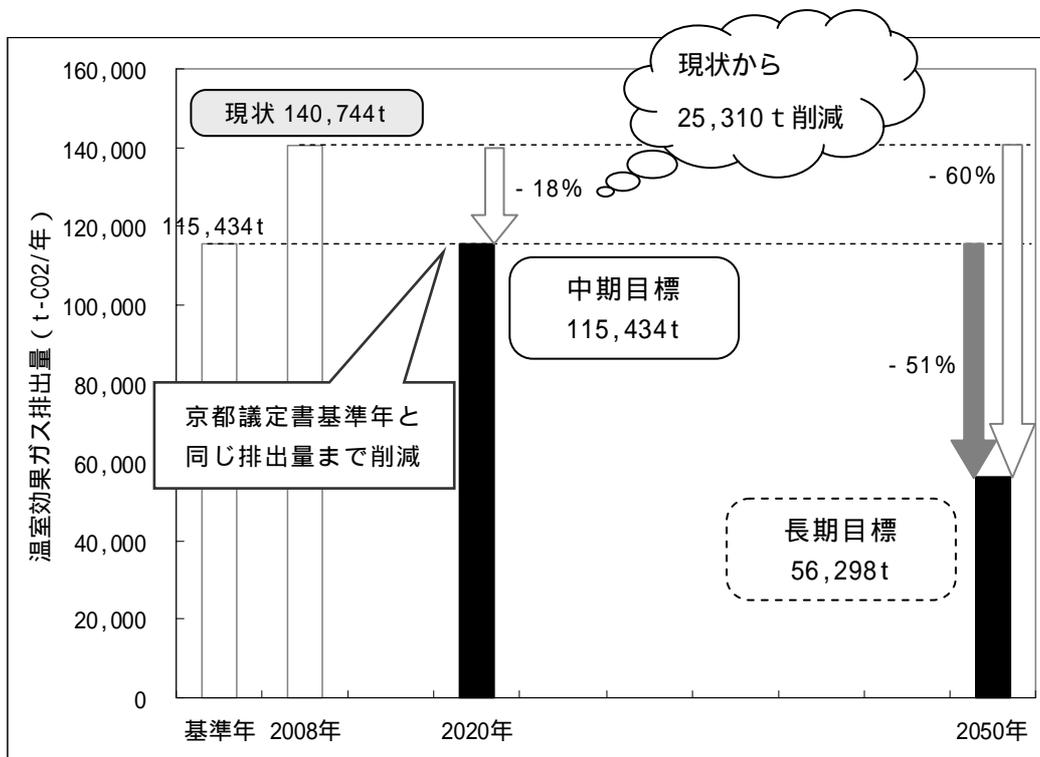
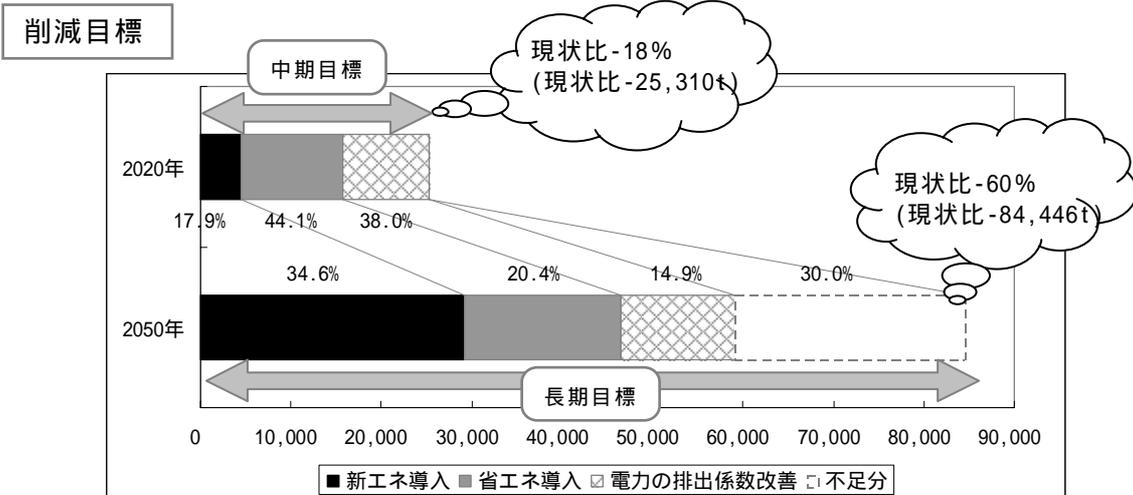
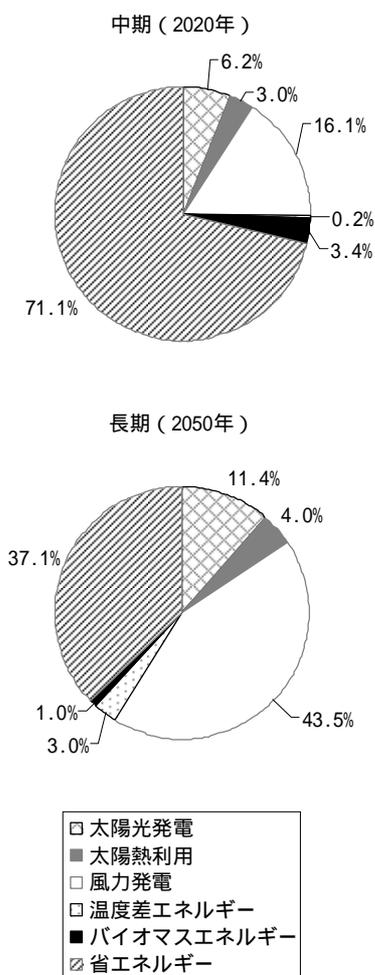


表 3.3-1 温室効果ガスの削減目標及び必要となる削減量

参考：現時点で想定される施策等による削減見込みの内訳



新エネルギー及び省エネルギーの導入内訳*



中期（2020年）

新エネルギー・省エネルギービジョンの導入目標を達成

<内訳>

- 太陽光発電 : 1,140 戸（家庭） 60 件（事業所）
- 風力発電 : 2,000kW 規模の風車を 2 台
- 太陽熱温水器 : 700 戸（家庭） 30 件（事業所）
- 温度差エネルギー : 20 件（家庭）
ほかサイクリングターミナル等に導入
- ペレットボイラー : 5 台（公共施設）
- ペレットストーブ : 100 台（家庭）
- 省エネルギー行動 : 90%
- 省エネルギー機器等への買い換え等 : 90%

長期（2050年）

内灘町において導入可能な量の全てを導入

<内訳>

- 太陽光発電 : 3,520 戸（家庭） 189 件（事業所）
- 風力発電 : 2,000kW 規模の風車を 9 台
- 太陽熱温水器 : 2,112 戸（家庭） 95 件（事業所）
- 温度差エネルギー : 全家庭、全事業所のうち 10% が導入
ほか、湖水熱、下水熱、温泉熱エネルギーの活用
- バイオマスエネルギー : 海岸防風林の全活用、廃食用油の回収
可能量の全活用
- 省エネルギー行動 : 100%
- 省エネルギー機器等への買い換え等 : 100%

出典：「内灘町地域新エネルギー・省エネルギービジョン」（平成 22 年、内灘町）

目標達成のためには、町民、事業者、行政が一体となり行動しなければならない。